



日本共産党杉並区議会議員

週刊

こんにちは 山田耕平 です

2012.1.26 No.57

このニュースへのご感想
ご意見をお寄せください!

杉並区善福寺2-2-11
TEL 090-9973-0941
ホームページ
リニューアル中

国民健康保険料 798円の負担増へ

特別区 国保料率等の推移

(単位：%、円)

		09年度	10年度	11年度	12年度
料率	所得割率	0.94	1.03	8.09	8.51
	均等割額	37,200	39,900	39,900	40,200
一人当たり保険料 (経過措置前)		86,882	93,105	94,479 (98,285)	95,277 (98,674)
前年度比	金額 (経過措置前)	982	6,223	1,374 (5,180)	798 (389)
	増加率 (経過措置前)	1.14	7.16	1.48 (5.56)	0.84 (0.40)

所得割 国保の保険料(税)は、(1)所得に応じた所得割(2)被保険者全員に均等に課される均等割の合計で算定されます

※10年度、保険料引き上げを抑えてきた各自治体で値上げを実施

※11年度、算定方式が旧ただし書き方式に変更され、引き上げ

12年度、激変緩和のための経過措置が継続される。

今後、経過措置の終了に伴い()内の金額に変更され、引き上げ

来年度国保料案 特別区長会が了承

特別区長会(23区で共通基準を設定)が二〇一二年度の特別区国民健康保険基準料率を了承しました。一人当たりの保険料は前年度比798円の負担増となる見通しです。杉並区でも第一回定例議会で、同基準をもとに条例改正案が提出されます。厳しい経済状況の中、住民への度重なる負担増に歯止めがかかりません。

医療機関が行なった調査などでは、国保滞納者の受診抑制が広がっている実態も明らかになっていきます。

度重なる国保料値上げで滞納者が増え、さらに受診抑制が進めば、早期発見できる病気を重くし、総医療費負担も大きくなります。

保険料の引き上げを続けられ、国民皆保険制度が空洞化する事態にもなりかねません。

国庫負担の増額が必要不可欠 国保料の減免制度の拡充も

保険料負担が増え続けてきた根本原因は、国保の加入者に無職や非正規労働者が増え、所得が減っているのにも関わらず、国保会計に占める国庫負担を約50%(1984年)から、24%(2008年)に半減させてきた経緯があります。このため、この間、国保料がおよそ2倍になりました。

国庫負担率を引き上げて国保財政の立て直しを図り、保険料引き下げの手立てを取るものが切実に求められます。

また、自治体としても、都の支援金の増額、杉並区独自の国保料の減免制度の拡充、窓口負担の軽減、保険証の取り上げをストップし、資格証・短期症の発行を中止することも必要です。

週刊ニュース No.13号に詳細

算定方式の変更にとまなう保険料引き上げについての詳細は、週刊ニュースNo.13号に掲載しています。

新築住宅の放射線測定依頼が増加



新築住宅の測定依頼が増加（上）
区議団で使用している測定器（右）



◆測定器
(株)堀場製作
環境放射線モニタ
PA-1000 Radi ラディ

現在、調査した範囲では、高い放射線量の建造物は発見されていません。引き続き、区内の調査を継続します。測定のご要望は、杉並区議団にご連絡ください。

測定のご要望はお気軽にお寄せください

区内に新築住宅を購入される方や、新築マンションに転居される方から、建造物のコンクリートを調査してほしいという声が寄せられています。政府の放射能対策や規制づくりが「後手後手」となり、住民の新たな不安が広がっている状況です。

福島県浪江町の採石場から放射性物質に汚染されたとみられる石が出荷された問題を受けて、杉並区内でも日本共産党杉並区議団への放射線測定依頼が増加しています。

「汚染石」への不安が広がる…杉並区議団でも独自調査

今週の一こま

久しぶりのスキー・スノボへ 青年議員で参加

少し前になりますが、年始の休みを利用してスキー・スノボに行ってきました。

青年学生後援会の企画に若手議員3名と元区議の山崎一彦さんで参加させてもらい、思いっきり体を動かしてきました。

山崎さんは、スキーのインストラクター資格を持っており、スキーの上達テクニックをたっぷり教わりました。

帰宅してからは、筋肉痛で大変なことになりましたが（笑）、久しぶりのスキーに気分もリフレッシュしました！



左から山田、山崎元区議。真ん中手前が原田区議、後ろが金子区議です

現職杉並区議会議員が「東京電力社員」であり 監査委員を務めていることについて

先日、一部マスコミで、現職の杉並区議会議員が「東京電力社員」であり、その議員が監査委員を務めていることから「東電グランド購入価格の是非に関して、公正な審査が出来るのか」という報道がされました。

議員への大企業献金を許さない日本共産党の立場から考えても、東電から「社員給与」という形で区議会議員にお金が渡されていることは問題があると考えます。

なお、議員の兼業については禁止されていませんが、行政の発注や委託先などで、関わりのある業務については、議員が兼業することは禁じられています。今回の場合、当然、東電は区の職務と密接な関係がありますが、この議員は一般社員であり、法律上は兼業禁止規定に抵触しません。

しかし、監査委員という公平な立場が求められる役職に、間接的に利害関係が発生する現職議員が務めることは、道義的に許されるものではありません。

事実関係を精査し、今後の対応を行ないます。